

錦江町農業委員会 7月定例総会会議録

○ 開催日時 令和4年7月25日（月） 午後1時30分から

○ 開催場所 本庁2階会議室

○ 委員（農業委員14人、農地利用最適化推進委員8人）

会長	1番	宿利原 勝吉
会長代理	2番	鈴 一磨
委員	3番	徳永 哲朗
委員	4番	毛下 利美
委員	5番	鳥越 秀一
委員	6番	元丸 敏朗
委員	7番	寺田 郁哉
委員	8番	貫見 和洋
委員	9番	内菌 雄治
委員	10番	鍋 康博
委員	11番	本釜 好子
委員	12番	宿利原 進
委員	13番	安水 純一
委員	14番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員	内菌 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	畠中 正秋
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

○ 欠席

農業委員 鳥越委員

推進委員 山中推進委員、水流推進委員

○事務局職員 事務局長 池之上 和隆 書記 永田 宗成・鶴田 明

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第12号 農地法第3条許可申請について

議案第13号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地
利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第14号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地
利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第15号 農用地利用状況調査による非農地判断について

○事務局	皆さんこんにちは。それでは会議を始めたいと思います。ただいまより、令和4年7月、錦江町農業委員会定例総会を開会いたします。そのままです姿勢を正してください。一同礼。農業委員会憲章の朗読を12番、宿利原進委員にお願いいたします。
○宿利原委員	憲章朗読
○事務局	はい、ありがとうございます。それでは会長がご挨拶申し上げます。
○会長	皆さんこんにちは。夏がやってまいりまして、大変暑い中、仕事をしているかと思います。皆様方には、体に十分気を付けてくださいますようお願いいたします。それでは、ただいまより、令和4年7月錦江町農業委員会の議事を開会いたします。本日は、鳥越委員と、山中推進委員と水流推進委員から欠席の申出が来ておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせいたします。それでは錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に、9番、内菌委員と、10番、鍋委員を指名いたしますので、よろしくようお願いいたします。次に、会務報告についてを議題としますので、事務局の報告をお願いいたします。
○事務局	はい。7月の会務報告を申し上げます。まず4日に大隅地区農業委員会連絡協議会総会が鹿屋市でございまして、会長と永田書記が出席しております。7日に、農業者年金記録管理システム研修会が鹿児島市でございまして、永田書記、鶴田書記が出席しております。11日は鹿児島県農業会議の巡回訪問がございまして、農業会議の大谷局長が役場にお越しいただき、1時間半程度意見交換をしたところでございます。25日、本日でございますが7月の定例総会でございます。あと、29日に、人・農地プラン推進研修会が、鹿児島市で予定されておまして、永田書記が出席の予定でございます。以上です。
○会長	ただいまの会務報告について質疑等ありませんか。
○委員	なし。
○会長	ないようですので以上で会務報告を終わり、付議事項に入ります。議案第12号農地法第3条許可申請についてを議題としますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では3ページをお開きください。農地法第3条許可申請ということで、受付番号5番譲渡人が、〇〇さん、中園の方です。場所が城元字宮ノ宇都2106番です。台帳現況地目ともに畑となっております。地積が2,580㎡です。譲受人が〇〇さん、栄町の方になります。受付番号6番、譲渡人が、〇〇さん、鹿屋市の方です。場所が二筆ありまして、城元字集り1366番1、地目が台帳現況ともに田で、地積が2,209㎡です。もう一筆が神川字下榎木迫1512番1、地目が台帳現況とも畑です。地積が10,956㎡です。譲受人が、〇〇さん、山之口の方となっております。以上です。

○会長	事務局から説明がありましたが、本釜委員の報告をお願いいたします。
○本釜委員	はい、報告いたします。受付番号5番、この物件は、以前あっせんに出ていた物件です。場所は田代新道の北山商店さん倉庫の裏の奥になります。譲受人の〇〇さんは高齢ではあるんですが、息子さんが手伝うとのこと。金額は〇〇円です。よろしくをお願いいたします。以上です。
○会長	次に、寺田委員の報告をお願いいたします。
○寺田委員	報告を申し上げます。この土地はもともと〇〇さんの土地でございましたけれども、亡くなったために、相続権のある姉の〇〇さんが相続したところでございます。〇〇さんが相続しても、どうしようもないということで親戚の〇〇さんに譲渡の申請があったものでございます。〇〇さんは下限面積、従事日数、全て満たしております。息子さんも同じ敷地内に住んでおられますので、問題ないと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○鍋委員	値段はどうなっていますか。
○寺田委員	〇〇円です。
○会長	ほかにありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。議案第12号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第12号については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第13号農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題としますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	では5ページをお開きください。受付番号1番、譲渡人が、〇〇さん、錦江園の方です。場所が、田代川原字川前4088番8、台帳現況ともに田、地積が816㎡です。譲受人が〇〇さん、池野の方です。受付番号2番、譲渡人が、〇〇さん、錦江園の方です。場所が田代川原字早瀬ノ原3633番4、地目が台帳現況とも畑となっております。地積が2,494㎡です。譲受人が〇〇さん、早瀬の方になります。以上になります。
○会長	ただいま説明がありましたが、元丸委員の報告をお願いいたします。
○元丸委員	はい、報告します。受付番号1番の譲受人の〇〇さんですが、以前畜舎を建てられた所と同じ所の農地でありまして、この一筆だけが残っていたところでございます。今回、話し合いで成立したところでございます。〇〇さんは、最近畜産を始め、一生懸命頑張っており、農地もきれいに管理されておりますので、問題ないと思っております。ちなみに価格は〇〇円ということです。以上です。
○会長	次に、弓指推進委員の報告をお願いいたします。

○弓指 推進委員	はい、報告します。2番の〇〇さんは、今錦江園に入っていらっしゃるんですが、〇〇さんがずっとこの農地を作っていて、〇〇さんがもう作れないということで、買ってくれということだったようです。それで、〇〇円で譲り受けるということでした。今までどおりつくっていかれるので、何ら問題はないと思います。よろしくお願いします。
○会長	ありがとうございました。事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。議案第13号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第13号については、原案のとおり許可することに決定しました。次に議案第14号農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題としますが公平な審議をするため委員の退席を求めなければならない案件があることから、3回に分けて審議いたしたいと思いますが、異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは受付番号53番から63番について事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では7ページをお開きください。受付番号53から55番の貸し人が〇〇さん、寺前の方です。場所が馬場字地荒神下2367番、現況地目が田、地積が644㎡です。次が、馬場字地荒神下2368番1、地目が田、地積が566㎡です。次が馬場字落川2584番1、地目が畑、地積が662㎡です。貸付け期間が令和4年7月26日から令和9年12月14日までです。小作料につきましては、3筆で〇〇円となっております。借り人が、〇〇さん、六反田の方になります。受付番号56番、〇〇さん、川南の方です。場所が馬場字浜射場5755番、地目が畑、地積が4,772㎡です。貸付け期間が令和4年7月26日から令和6年12月14日までです。小作料が〇〇円です。借り人が、〇〇さん、安水の方になります。受付番号57番が、貸し人、〇〇さん、川北の方です。場所が城元字小崎4010番、地目が畑、地積が2,754㎡です。期間が令和4年7月26日から令和6年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人が〇〇さん、安水の方です。受付番号58番が〇〇さん、馬場中原の方で、場所が馬場字堀ノ内5754番2、地目が畑、地積につきましては、4,176㎡の内、1,400㎡ということです。期間が令和4年7月26日から令和6年12月14日までです。小作料が〇〇円です。借り人が、〇〇さん、安水の方です。受付番号59番が、〇〇さん、壱崎の方です。場所が城元字立石5961番1、地目が田、地積が2,492㎡です。期間が令和4年7月26日から令和6年12月14日までです。小作料は

	<p>〇〇円です。借り人が〇〇さん川南の方になります。受付番号 60 番が、〇〇さん、川南の方です。場所が城元字牛道 4770 番 1、地目が畑、地積が 2,036 m²です。期間が令和 4 年 7 月 26 日から令和 6 年 12 月 14 日までです。小作料が〇〇円となっております。借り人が〇〇さん、安水の方です。受付番号 61 番が、〇〇さん、半下石の方です。場所が馬場字井手草 5524 番 1、地目が田、地積が 1,986 m²です。期間が令和 4 年 7 月 26 日から令和 9 年 12 月 14 日です。小作料は〇〇円です。借り人が、〇〇さん、川北の方です。受付番号 62 番、〇〇さん、半下石の方です。場所が馬場字足光 4721 番 1、地目が田、地積が 734 m²です。期間が令和 4 年 7 月 26 日から令和 14 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人が、〇〇さん、川北の方です。受付番号 63 番、〇〇さん、大阪の方です。場所が馬場字足光 4738 番 2、地目が田、地積が 897 m²。期間が令和 4 年 7 月 26 日から令和 14 年 12 月 14 日まで、小作料につきましては、白米で〇〇キロということです。借り人が、〇〇さん、川北の方になります。あと借り人の方の詳細につきましては別紙で A 4 の横の紙がありますので、そちらのほうをご覧ください。以上になります。</p>
○会長	事務局から説明がありましたが、寺田委員の報告をお願いいたします。
○寺田委員	はい。53 番から 55 番の借り人の〇〇さんですが、野菜を中心に大規模な経営をされておられて、管理もちゃんと行き届いております。後継者もおられますので、何ら問題はないものと思います。審議のほどよろしく申し上げます。
○会長	次に、安水委員の報告をお願いいたします。
○安水委員	はい。報告をいたします。受付番号 56 から 58 番の借り人、〇〇さんは、甘藷、ゴボウを中心に耕作されております。今回の三筆とも既に数年前より〇〇さんが耕作されておりましたが、しっかりと利用権を結びたいということで、今回の申出となりました。〇〇さんは圃場もしっかり管理されており、何ら問題ないと考えます。受付番号 59 番の借り人、〇〇さんは、甘藷、ゴボウ、キャベツなど多くの作物をつくられております。現在研修生 2 人と常時雇用の 1 人で、頑張っております。〇〇さんは、指導農業士でもあり、しっかりとした農業経営をされております。何ら問題ないと考えております。受付番号 60 番の借り人、〇〇さんは、甘藷、ゴボウを耕作されております。新規就農者で、既に二、三年で四町ぐらいの耕作をされている、やる気が溢れ出ているような青年です。農地もしっかり管理しておりますし、何ら問題ないと考えます。審議をよろしく申し上げます。
○会長	次に、畠中推進委員の報告をお願いいたします。
○畠中推進委員	61 から 63 について、説明します。〇〇さんは、稲作、WCS、シキミ等を耕作しております。農業に対する意欲もあり、農地の利用状況も良いです。よろしく申し上げます。
○会長	事務局の説明並びに担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。

○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号 53 番から 63 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号 53 番から 63 番については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて受付番号 64 番から 67 番について審議しますが、公平な審議とするため、○○委員の退席をお願いいたします。では事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい。では、8 ページをお開きください。受付番号 64 番から 67 番につきましては、貸し人が○○さん、半下石の方になります。場所が、4 筆ありまして、それぞれ馬場字古園となっております。地番が 4789 番 2、4789 番 3、4790 番 1、4790 番 2 です。地目は全て、田となっております。地積につきましては合計で 2,879 m ² となっております。貸付け期間につきましては、令和 4 年 7 月 26 日から令和 14 年 12 月 14 日までです。小作料につきましては、全部で○○円です。借り人が、○○さん、川北の方となっております。以上になります。
○会長	事務局から説明がありましたが、鈴委員の報告をお願いいたします。
○鈴委員	この借り人の○○さんは、先ほど畠中推進委員が説明したとおりでございます。非常に貴重面な方で、今まで畑地もよく管理をされております。何ら問題はないと思います。以上です。
○会長	事務局の説明並びに担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認めます。したがいまして、採決をいたします。受付番号 64 番から 67 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして、受付番号 64 番から 67 番については、原案のとおり許可することに決定しました。ここで○○委員の入室を認めます。続いて、受付番号 68 番から 70 番について審議しますので事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい。引き続きまして 8 ページをご覧ください。受付番号 68 から 70 番につきましては、借り人につきましては、県の地域振興公社となっております。受付番号 68 番 69 番の貸し人が、○○さん、表木の方です。場所が、田代麓字上田野首 2494 番 4、地目が田、地積が 1,385 m ² です。もう一筆が、田代麓字上田野首 2494 番 5、地目が田、地積が 2,136 m ² です。期間につきましては、令和 4 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日までとなっております。小作料は○○円です。受付番号 70 番、貸し人が○○さん、表木の方です。場所が、田代麓字上田野首 2497 番 1、地目が田、地積が 1,427 m ² です。期間が令和 4 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日となっております。小作料は○○円です。この分の配分計画につきましては、A3 の横長の用紙が別紙で配っておりますので、そちらのほうをご覧ください。以上になります。

○会長	事務局の説明がありました。質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号 68 番から 70 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって、受付番号 68 番から 70 番については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第 15 号農用地利用状況調査に係る非農地判断についての審議をしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい。10 ページをご覧ください。昨年の利用状況調査で B 判定になった分の非農地の判断を行うものです。場所は、田代川原字東柳田 5672 番 2 です。台帳は田ですが、現況は原野となっています。11 ページにですね、場所の地図と現地写真があります。田代中学校の前の坂の真ん中ぐらいの、少し奥に入ったところになります。以上です。
○会長	事務局からの説明がありました。質疑はありませんか。
○鍋委員	楠元運送の斜め前ですか。
○事務局	そうですね。斜め前くらいです。
○貫見委員	この場所は、県道から見えるところで、私は朝晩見ているので、ここは荒廃しているから、非農地でいいと思います。
○会長	他に質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	それではもう質疑がないということで、採決いたします。お諮りします。議案第 15 号については原案のとおり決定することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第 15 号については原案のとおり決定しました。以上で令和 4 年 7 月錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。
○事務局	それでは以上で、令和 4 年 7 月錦江町農業委員会定例総会を終了いたします。一同、礼。お疲れさまでした。

錦江町農業委員会会議規則第 23 条第 2 号の規定により署名する。

会 長

9 番

10 番

議事録調整者